

◎平成30年5月農業委員会議事録

開催日時 平成30年5月10日(木) 午前9時30分

開催場所 嘉島町役場3階大会議室

農業委員出席者 下田 司 高木勝美 佐藤光志 村上卓也
岡 牧生 中山 忍 岩永俊夫 西岡敏春
松永雄治 吉田二郎 林田 篤 山内秀一
友田 廣 榮 恵 森田義美 森下文夫
本田博士

事務局出席者 高田克明 篤岡潤一郎 柿本桃花

1 開 会 高田事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長
議事録署名人として、榮恵委員、松永雄治委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第4号 農地法第18条の合意解約について
- 2) 議案第4号 農地法第4条の許可申請について
- 3) 議案第5号 農地法第5条の許可申請について
- 4) 議案第6号 農用地利用集積計画承認申請について
- 5) その他

5 閉 会

○報告第4号 農地法第18条の合意解約について

議 長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第18条第6項の規定による通知が1件あっております。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。事務局からご説明いたします。報告第4号の1ページをお開きください。通知者。貸人。嘉島町鯉〇〇〇〇－〇。〇〇〇〇。借人。嘉島町鯉〇〇〇〇－〇。〇〇〇〇。物件の表示、大字鯉字中島地番〇〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積740㎡。契約の内容、平成30年4月15日から平成40年4月14日までの10年契約です。解約の合意が成立した日は平成30年5月1日。土地の引き渡しの時期は同じく平成30年5月1日となっています。以上です。

議長 ただいま説明がありました案件は、合意解約でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○議案第4号 農地法第4条の規定による届出について

議長 続きまして、議案第4号農地法第4条の規定による農地転用許可申請が1件あっております。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第4号を1枚めくっていただきまして、番号1。申請人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件が大字上島字北鶴〇〇〇〇番地〇。台帳地目が畑。現況地目が宅地。244㎡でございます。申請理由については個人住宅。施設の概要については木造平屋建て1棟でございます。農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書については農地でないため不要でございます。資金証明書はありました。開発許可については不要でございます。地元委員は〇〇会長でございます。1枚めくっていただきまして、位置図を示しております。右上に申請地と書いてございます。上島集落内ですね。右下に、松前重義記念館がございます。続きまして、1枚めくっていただきまして、字図を示しております。申請地が中央の〇〇〇〇－〇と表示されております。1枚めくっていただきまして、配置図を示しております。雨水路については、西側に流されます。生活雑排水については、既設の水道管につなげられるという計画でございます。続きまして、始末書の添付もございました。もともと家が建っておりまして、地震で今回公費解体されて、またそのあと家を建てられるというご計画でございます。

説明については以上でございます。

議 長 次に、地元委員であります○より説明いたします。
先日、事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告します。
申請地は、上島集落内にある未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。
現地を見ますと、すでに住宅用地として利用されておりましたが、始末書も添付されており、周辺の土地利用から転用許可申請は妥当なものと思われます。
委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。
次に、事務局より検討事項について説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、検討事項についてご説明します。
農地区分につきましては、上島の集落の10ヘクタール未満の未整備農地でありますので、第2種農地と判断できます。
申請地はすでに住宅用地として利用されておりましたが、転用の許可を受けない無断転用のような状態となっておりまして、今回の申請により是正されます。
総合的に判断した結果、周辺に農地もなく始末書も添付されておりますので、許可相当と判断できます。
事務局からは以上です。

議 長 ただ今、地元委員と事務局から詳しい説明が終わりましたが、この件について何かご意見、ご質問ございませんか。何もないければ承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。
それでは、承認とさせていただきます。

○議案第5号 農地法第5条の許可申請について

議 長 続きまして、議案第5号の規定による農地転用の許可申請が2件
あっております。
それでは、番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、議案第5号について説明いたします。

番号1。申請人。貸人。嘉島町大字下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。借人。嘉島町大字下六嘉〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。申請物件については、大字下六嘉字尾ノ上〇〇〇〇番地〇。台帳地目は畑。現況地目は畑。376㎡でございます。申請理由については、個人住宅。施設の概要については木造2階建て1棟でございます。農用地区域については農用地区域でない旨の証明の添付がございます。隣接同意書については添付がございました。資金証明書も添付がございました。開発許可については、集落内開発区域であり申請中でして見込みがございます。地元委員については〇〇委員でございます。1枚めくっていただきますと位置図を示させていただいております。下六嘉集落内。横に見ていただきまして、申請地が中心にありまして南東の方角に嘉島東小学校がございます。東小学校の北西側の方でございます。1枚めくっていただきますと、字図を示させていただいております。中心部に申請地がございます。この1筆でございます。1枚めくっていただきますと、配置図を示させていただいております。雨水に関しましては東側の道路の側溝に流されると、生活雑排水とか汚水については既設の公道下水道管につながれるという予定でございます。

番号1についての説明は以上でございます。

議長 次に、地元委員であります〇〇委員より報告をお願いいたします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認いたしましたので、その状況を報告します。

申請地は、下六嘉集落内の未整備農地ですが、嘉島中央土地改良区の甲種農地からつながる位置にあるため、第1種農地と思われます。

営農上の支障についてですが、甲種農地の農地集団の端部に位置しておりますので、支障はないものと考えます。

個人住宅ということで、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われます。

委員の皆様の慎重なる審議をお願いし、地元委員の説明を終わります。

議長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、検討事項について説明をいたします。
農地区分につきましては、下六嘉集落内の未整備農地でありまして、嘉島中央土地改良区の甲種農地に連担しておりますので、第1種農地と判断できます。
通常、第1種農地については転用することはできませんが、不許可の例外規定にあります、集落に接続して設置される個人住宅にあたりますので許可要件を満たします。
また、甲種の集団の端部にも位置していますので、日照・通風等の営農上の支障はないものと考えられます。
総合的に判断した結果、計画面積が500㎡未満ですので、他への代替性もなく申請は許可相当と判断できます。
事務局からは以上です。

議長 ただ今、地元委員と事務局から詳しい説明が終わりましたが、番号1の件について何かご意見、ご質問ございませんか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 何もないければ承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、番号1の件については承認とさせていただきます。

続きまして、番号2の件につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 はい。では、番号2について説明させていただきます。

申請人は、譲渡人。嘉島町大字鯉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇外〇名。譲受人。熊本市中央区水前寺〇丁目〇〇番〇〇号。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。所有権の移転でございます。申請物件については、大字鯉字中島〇〇〇〇番。台帳地目が田。現況地目が田。面積が624㎡。外14筆ございます。計の8,702㎡の案件でございます。申請理由については建売住宅でございます。施設の概要については、木造2階建ての29棟でございます。農用地区域については農用地でない旨の証明の添付がございます。隣接同意書に

については、農地がないので不要でございます。資金証明書については添付がございます。開発許可証については申請中で見込みありということでございます。地元委員は〇〇委員でございます。1枚めくっていただきますと、位置図を示しております。申請地は中央部分です。うなぎのとくながという飲食店の西側でございます。加勢川の南側、国道266号の西側に位置します。1枚めくっていただきますと、字図を示させていただきます。15筆です。色を付けてあるところが今回転用申請があっている場所でございます。1枚めくっていただきますと、配置図を示させていただきます。雨水については側溝に浸水される。汚水生活雑排水については、下水道を新設されて東側の町道内の下水道に接続して放流されるというご予定になっております。

番号2についての説明は以上になります。

議 長 次に地元委員であります、〇〇委員より報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認いたしましたので、その状況を報告します。

申請地は、鯉集落内の未整備農地ですが、10ヘクタール以上の一団の農地集団であるため、第1種農地と思われます。

営農上の支障についてですが、甲種農地集団の端部に位置しておりますので、支障はないものと考えます。

29区画の建売住宅ということで、地域活性化にもなり農業上の支障もありませんので、転用許可申請は妥当なものと思われます。

委員の皆様の慎重なる審議をお願いし、地元委員の説明を終わります。

議 長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、検討事項について説明をいたします。

農地区分につきましては、鯉集落内の未整備農地であります。高田堰掛土地改良区の甲種農地に連担しておりますので、第1種農地と判断できます。

通常、第1種農地は転用することはできませんが、不許可の例外規定にあります。集落に接続して設置される個人住宅にあたりますので許可要件を満たします。

また、甲種の集団の端部にも位置していますので、日照・通風等の営農上の支障はないものと考えられます。

総合的に判断した結果、他への代替性もなく申請は許可相当と判断できます。

事務局からは以上です。

議長 　ただ今、地元委員と事務局から詳しい説明が終わりましたが、番号2の件について何かご意見、ご質問ございませんか。

委員 　ありません。(委員一同)

議長 　何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委員 　はい。(委員一同)

議長 　ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

○議案第6号 農用地利用集積計画承認申請について

議長 　続きます。議案第6号農地法農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が12件あっております。

このうち、〇〇委員の案件がございますので、こちらを先に審議いたします。

それでは、〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員退室)

事務局より説明をお願いします。

事務局長 　はい。それでは、議案第6号について説明をいたします。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。利用権の設定の計画が12件の面積が22,116㎡。そのうち再設定が、2件の6,222㎡です。それでは、議案書の一覧表2ページをご覧ください。

区分、期間、借り手氏名、現経営面積、利用権の面積、合計、備考

の順に説明いたします。賃借権の設定。〇〇〇〇〇〇〇が1件。現
経営面積が3,475,532㎡。田の6,844㎡。設定後の面
積が3,482,376㎡です。新規でございます。続きまして、
使用貸借権の5年が5件。田の3,778㎡。3,479,310
㎡。新規でございます。続きまして、賃借権の設定。7年8か月。
〇〇〇〇〇〇〇。3件です。田の3,247㎡。新規でございます。
10年と8か月。1件。2,025㎡。新規でございます。10年
の借り手が〇〇〇〇。19,611㎡。田の3,221㎡。設定後
の面積が、19,611㎡。更新でございます。次、10年の〇〇
〇〇。177,736㎡。田の3,001㎡。設定後の面積が17
7,736㎡です。更新でございます。最後のページを見ていた
だきたいと思えます。

個別に説明させていただきます。15ページでございます。利用権
の設定が〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定でございます。所在地、地目、
面積、利用内容、期間、借り賃の順に説明いたします。上六嘉字堀
口〇〇〇〇番地。田の3,001㎡。米・麦・大豆。10年。反当
りの物納で90KGでございます。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいま、説明がございましたが、何かご意見ご質問などござい
ますか。

何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員入室)

〇〇委員、承認されましたので報告いたします。

〇〇委員 ありがとうございます。

議 長 それでは、残りの件について事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、3ページに戻っていただきたいと思えます。こ
の件は、3ページから4ページにまたがりませんが、〇〇〇〇〇〇〇

設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上で議案第6号の説明を終わります。

議長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問などございますか。

〇〇委員 9ページの利用権を設定する者の、上2名はどなたですか。

事務局 印鑑はうってあるのですが、ちょっと薄すぎてから。原本にはうってあるのですが、コピーに写らなかったのも、すみません。

〇〇委員 はい。わかりました。

議長 ほかに何かございませんでしょうか。
何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。
本日、提案されました案件はすべて終了いたしました。
続きまして、その他となっております。委員の皆様から何かございませんでしょうか。
何もないようでしたら、事務局から何かございませんか。

事務局 次回の農業委員会総会の日程について決めさせていただきたいと思っております。6月の10日が休みですので、11日になりますが。月曜日です。

議長 9時からでいいでしょう。
ほかには何か事務局からありますか。
それでは、本日の農業委員会はこれもちまして閉会いたします。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成30年5月10日

会 長 下 田 司

委 員 榮 恵

委 員 松 永 雄 治